

平成 22 年 5 月 24 日

平成 23 年度文部科学省関係予算要望重点事項

日本発達障害ネットワーク
代表 田中康雄

発達障害児に対する特別支援教育についての充実および教育的支援の諸施策を推進してください

1. 高等学校段階での特別支援教育体制の位置づけの明確化と充実
 - (1) 発達障害の生徒に対する合理的な教育的配慮の必要性を周知徹底すること
 - (2) 中学校において特別支援学級に在籍していた生徒の受入れに関して、入試で不利益のないような内申点の評価などを実施すること
 - (3) 入試における配慮について、ガイドラインの明示等による普及・統一化
 - (4) 高等学校における通級による指導、特別支援学級の設置
 - (5) 発達障害のある生徒に合わせた教育課程やカリキュラムの導入

2. 特別支援学校高等部への受入れ拒否対応の改善
 - (1) 特別支援学校において、知的障害のない発達障害の生徒の進学希望に対する排除的な対応をせず、地域のなかで本人と家族が望むような教育相談を徹底すること
 - (2) 特別支援学校高等部と地域の高等学校の間での連絡・連携体制を整備し、高等学校や特別支援学校への進学を可能にすること
 - (3) 本人の希望がある場合に、知的障害ではなくとも知的障害と同等の合理的な教育的配慮が必要とみなされる状態像の場合には、知能指数に限らず、特別支援学校への受入れを行うこと

3. 教育法規の中での発達障害の位置づけの明確化
 - (1) 発達障害者支援法の施行後 5 年を経過しても、学校教育法等の教育法規において、発達障害が明確に位置づけられていないので、明確な位置づけをおこなうこと
 - (2) 特別支援学校における自閉症や発達障害の位置づけの明確化
 - ・学校教育法 72 条および関連する政令の改正
 - 【案の 1】 知的障害者を、「知的障害者」と「自閉症者」に分離する。
ただし、重複障害としての扱いは行わない旨のただし書きを付す
 - 【案の 2】 知的障害者を、「知的障害者(自閉症者を含む)」と変更する。
 - (3) 教員免許状制度においても、発達障害を明確に位置づけること

4. 特別支援教育体制の更なる整備・拡充

- (1) 平成 22 年 3 月に公表された「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議 審議経過報告」を受け、法制化、事業化、具体化に向け、期間を置かずさらなる検討を行うこと
- (2) LD、ADHDを対象とした通級加配の人員を計画的に確保していくこと
- (3) 特別支援教育コーディネーターの拡充
 - ・質的向上、複数配置、地域コーディネーターの専任配置など
- (4) 発達障害のある幼児・児童・生徒の全国の実態調査の実施
 - ・2002 年調査の再調査（幼稚園・高等学校も対象とする）
- (5) 特別支援教育における ICT の活用
- (6) 発達障害の支援を充実するための研究体制の充実

5. 親の会、NPO 等との連携協力や支援の拡充

国、地方公共団体、学校等が総合的な特別支援教育体制を確立していくためには、関係機関等と連携するとともに、親の会や NPO 等とも連携し、その活用を図っていくことが必要である。

- (1) 国・地方公共団体や学校と NPO や親の会との連携強化を図ること
- (2) 親の会、NPO 等を活用した調査研究事業の拡充
- (3) 親の会、NPO 等との連携やネットワークの構築の支援
- (4) 親の会、NPO 等の育成支援や各種事業に対する支援拡充

6. 発達障害専門家や外部の人材の教育現場への配置と専門家の人材養成

- (1) 作業療法士、スクール・カウンセラー（臨床心理士、臨床発達心理士など）、言語聴覚士、感覚統合療法などの支援方法に精通している専門職の活用
- (2) 専門家の処遇改善と計画的な育成
- (3) 特別支援教育支援員の拡充・高等学校への配置、研修の充実等による質の向上

7. 保育所(園)や幼稚園から義務教育段階への移行支援の充実

- (1) 保育所(園)や幼稚園段階における、個別の教育支援計画や相談支援ファイルの作成・活用
- (2) 個別の教育支援計画や相談支援ファイル等による、保育所(園)や幼稚園から小学校への引き継ぎの制度化

8. 教員に対する発達障害の指導に必要な知識やノウハウが提供される仕組みづくり

- (1) 指導法、指導事例、教材・教具等の情報の体系化と情報提供体制の整備

(2) 発達障害教育情報センターによる情報提供の拡充

9. 中学、高等教育等における職場実習を含めたキャリア教育との充実

(1) 普通高校におけるキャリア教育の拡充

・ 作業学習、就労体験、ソーシャル・スキル・トレーニング、職場実習

(2) 高校卒業者等に、就労準備教育、就労支援の場の設置

・ 1年程度の専攻科の設置など地域の実態に応じた、多様な場の創出

10. さまざまな特別なニーズをもつ子に対する、オルタナティブな教育支援の確保

(1) 多様なニーズをもつ子の教育を受ける権利を保障するために、フリースクールや通信サポート校等、オルタナティブな教育の場を拡充し、支援していくための新法の制定

(2) 義務教育期の不登校対策としてのフリースクール等への補助金の交付(福岡県、京都市の事例)

(3) 一定の要件を満たしたフリースクールに対する「就学支援金」の支給

(4) 高等学校中退やひきこもりの発達障害者児に対する、再教育や職業訓練、就職支援などの再チャレンジ支援

11. 教科書バイリアフリー法、著作権改正への対応

(1) LD、ディスレクシア等の視覚認知等に困難を持つ発達障害者が、個々の特性に合わせ多様な手段・手法・技術によりバリアフリー化された図書や教科書を無償かつ容易に利用できるよう、各種の支援手段・技術の開発、普及に取り組むこと

(2) LD、ディスレクシア等の視覚認知等に困難を持つ発達障害者が、学校図書館において著作物の拡大コピー、振り仮名の付加、デジタル化、音声化、字幕の追加等による複製や加工を受けられるよう取り組むこと

以上